



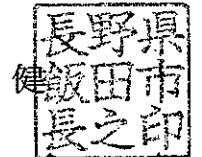
飯田市公告第84号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第5項の規定により地域計画を変更したいので、同条第7項の規定により公告し、飯田市地域計画の変更案（以下「変更案」という。）を、下記のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、法第19条第7項の規定により、変更案について、下記の縦覧期間満了の日までに、飯田市に意見書を提出することができる。

令和7年7月11日

飯田市長 佐藤 健



記

- 1 縦覧期間 令和7年7月12日から同年7月25日まで
- 2 縦覧場所 飯田市産業経済部農業課
- 3 意見書の提出に関する事項
 - (1) 提出先 飯田市産業経済部農業課
 - (2) 提出に当たっての留意事項
 - ア 変更案以外については、意見書を提出することができないこと。
 - イ 意見書には、個人が提出する場合にあっては住所、氏名及び職業（法人が提出する場合にあっては法人名、代表者名及び主たる事務所の所在地）並びに意見の趣旨及び理由を記入すること。
 - ウ 意見書の提出は、郵送、ファクシミリ又は電子メールによることもできること。
 - (3) 意見書の取扱い 意見書に対する個別の回答は行わず、別途飯田市地域計画を公告する際に、意見書の要旨及びその処理結果を併せて公告すること。